

## 大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、障がい者支援施設における支援の度合いの高い利用者の割合の増加等により地域移行が困難となっていることを鑑み、大阪府内に所在する共同生活援助を行う事業所又は短期入所を行う事業所（以下「事業所」という。）を運営する事業者に対し、予算の範囲内で、重度障がい者を受け入れ地域生活を支援する事業所に係る施設や設備の改修及び整備に必要な経費の全部又は一部を助成することにより、障がい特性への対応や緊急時の受入れ等の環境整備を促進し、重度障がい者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「共同生活援助を行う事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項の指定を受け、法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。
- (2) 「短期入所を行う事業所」とは、法第36条第1項の指定を受け、法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所をいう。
- (3) 「事業者」とは、自らが事業主体として事業所を運営する者をいう。
- (4) 「重度障がい者」とは、障がい支援区分が5または6の知的障がい者等をいう。

### (交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のすべてに該当するものであって、かつ、知事が適当と認めるものとする。

ただし、この補助金と同様の趣旨の補助金制度のある大阪府内市町村に在する事業所は対象外とする。

- (1) 既設の事業所であって、この補助金の募集を行う年度の4月1日以降に重度障がい者を受け入れる事業所である。
- (2) 当年度及び過去3年以内に指定権者が実施した指導監査等において指定取消し等の事由に該当する重大な指摘を受けておらず、また、法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、当該命令に対する改善が完了している。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）、暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）ではない。

### (対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、重度障がい者の障がい特性に対応するための居室及び共用部（グループホームの入居者の用に供する部分のうち、居室以外の部分をいう。）の改修、設備設置に係る工事費等であり、当該年度内に整備が完了するものとする。ただし、次のものは除く。

- ア 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象となる工事及び設備設置
- イ グループホームのうち、法に基づく指定障害福祉サービス事業所の人員・設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 210 条第 9 項に規定するサテライト型住居に係る改修、設備設置
- ウ 短期入所のうち、法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 115 条第 2 項に規定する空床利用型事業所に係る改修、設備設置
- エ この補助金の交付決定前に完了した改修、設備設置等

（補助金の額）

- 第 6 条 補助金の額は、予算の定めるところにより、別表第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額に第 4 欄に定める率を乗じて得た額の合計額とする。
- 2 第 1 項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（事前協議）

- 第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の対象となる事業に要する経費等を記載した所定の協議書（様式第 1 号）を知事が別に定める日までに提出し、当該事業の内容について知事と事前に協議しなければならない。
- 2 前項の協議書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の協議書の内容を適当と認めたときは、補助金を交付する予定の事業者に対しその旨を通知する。

（補助金の交付の申請等）

- 第 8 条 規則第 4 条第 1 項の申請は、補助金交付申請書（様式第 2 号）を知事に提出することにより行わなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 補助金算出内訳書（様式第 3 号）
  - (2) 大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業収支予算書（抄本）
  - (3) 要件確認申立書（様式第 4 号）
  - (4) 暴力団等審査情報（様式第 5 号）
  - (5) その他知事が必要と認める書類
- 3 第 1 項の補助金交付申請書は、知事が指定する期日までに提出しなければならない。
- 4 規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けてから交付確定を受けるまでの間に、規則第 2 条第 2 号に掲げるイからハのいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式第 6 号）により、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けなければならない。

（補助金の変更の申請等）

- 第 9 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する知事の承認を受けようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する知事の承認を受けようとするときは、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

- 第 10 条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により

当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をする。

- 2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、交付を決定した額、交付の条件その他必要な事項を交付を申請した者に通知する。
- 3 知事は、他の補助金との重複を防止するために、他の行政機関に対し補助金等の交付の状況を確認することがある。

(経費配分の軽微な変更等)

第 11 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の 20%以内の配分の変更であって、補助金の増がないものとする。

- 2 規則第 6 条第 1 項第 2 号の規定による知事の定める軽微な変更は、事業の目的及び内容等のうち事業の基本部分に係らない変更とする。

(補助金の交付の条件)

第 12 条 規則第 6 条第 2 項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助金は、別表第 3 欄に規定する対象経費に充当すること。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、補助事業者の定款、経理規定等財務に関する諸規定に従って、適正に手続きを行うこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 10 年間保管すること。
- (5) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金（共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く）の提供を受けないこと。
- (6) この補助金に係る工事等の対象経費について、重複して他の補助金の交付や寄附金等の資金提供を受けないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、大阪府社会福祉施設等財産処分要綱第 2 条に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を府に納入すること。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (10) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、報告書(様式第 10 号)により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第13条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実地検査)

第14条 知事は、補助事業者の協力を得て補助事業の実施状況等の実地検査を行うことができる。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書(様式第9号)を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に知事に提出することにより行わなければならない。

2 規則第12条の規定による知事の定める書類は、次に掲げる書類とする。

ア 収支決算書

イ 補助対象経費支出を証明する領収書等の写し

ウ 改修工事、設備設置等を行った部分の施工前及び施工後の写真

エ 受け入れた入居者(利用者)の概要(ただし、実績報告提出の時点で入居者又は利用者が決まっていない場合は省略することができる)

オ その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第16条 知事は、規則第13条の規定による補助金の確定後、当該補助金を交付する。

ただし、知事が必要と認めるときは、交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(報告及び立入調査)

第17条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、報告させ、又は事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件等を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

2 知事は、補助事業者に対し、この補助金の交付後に受入れた重度障がい者の実績の報告を求めることができる。

(決定の取り消し)

第18条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき

イ 事業所等の指定を取り消されたとき

ウ 補助対象の施設を休止、廃止または譲渡したとき

エ 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件その他この要綱に定める規定に違反したとき

オ その他、知事が補助することを不相当と認めたとき

2 前項の規定は、補助金の額の確定または交付があった後においても適用する。

ただし、大阪府社会福祉施設等財産処分要綱第2条に規定する耐用年数を経過した後においては、前項イ及びウに基づく決定の取り消しは行わない。

(補助金の返還)

第19条 知事は、補助事業者が前条第1項に掲げるアからオのいずれかに該当すると

きは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

(別 表)

1. 補助事業	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率
大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業	1事業所あたり 1,800千円	改修及び整備に必要な工事費、工事請負費、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする)	10/10

※次のものは対象外とする。

- ・スプリンクラー、介護用リフト、特殊浴槽の購入及び設置工事費

年 月 日

大阪府知事 様

住 所  
法人名  
代表者

## 大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金協議書

標記補助金の交付を受けたいので、大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて協議書を提出します。

1 事業所等の名称及び所在地

2 整備する目的及び内容

3 整備工事等を実施する時期

年 月 ～ 年 月

4 補助所要額

金 円

5 添付書類

- ・整備工事等の見積書
- ・整備工事等の図面
- ・整備対象の物件を賃借している場合は、工事について物件所有者の許可を示す書類
- ・入居者（利用者）の概要（年齢・性別・支援区分・行動障がいの有無・入居年月・入居前の居所・入居の理由）
- ・その他知事が必要と認める書類

年 月 日

大阪府知事 様

住 所  
法人名  
代表者

大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金交付申請書

年度大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金を次のとおり受  
けたいので、大阪府補助金交付規則第4条第1項の規定により申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の経費の配分 予算書(抄本) のとおり
- 3 補助事業の経費の使用方法
- 4 補助事業の完了予定年月日 年 月 日
- 5 補助事業の遂行に関する計画
- 6 交付を受けようとする補助金の額 金 円
- 7 補助金以外の経費負担
  - (1) 負担者
  - (2) 負担額 金 円
  - (3) 負担方法
- 8 補助事業の効果
- 9 提出書類
  - (1) 大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金  
算出内訳書(様式第3号)
  - (2) 大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業収支予算書(抄本)
  - (3) 要件確認申立書(様式第4号)
  - (4) 暴力団等審査情報(様式第5号)
  - (5) 府税の納税証明書(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)
  - (6) その他知事が必要と認める書類

大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金算出内訳書

法人名 \_\_\_\_\_

事業名	対象経費	対象経費の 支出予定額	寄付金 その他の 収入額	差 引 額	補助基準額	補助基本額	補助率	要補助額
						(3)、(4)のうち いずれか少ない額		
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(5) × (6)
重度障がい者グループホーム等整備促進事業					1,800,000			

## 要件確認申立書

大阪府知事 様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府 事業費補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

### 記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する <b>暴力団</b> 、同法第2条第6号に規定する <b>暴力団員</b> 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する <b>暴力団密接関係者</b> である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 <b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に <b>暴力団</b> の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	（事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ

9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、  
補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、

年度大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日				性別	住所（所在地）
	カナ(半角)	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※役員数に応じ、適宜、行を追加すること。

※役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。

※氏名のカナは姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。

※生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。

※生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については頭に「0」を付加（「01」～「09」）すること。

※性別は男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

該当事項届出書

大阪府知事 様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに規定する次の各号のうち、第 号に該当する者となったので、本書面を届け出ます。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

住 所  
法人名  
代表者

年 月 日

大阪府知事 様

住 所  
法 人 名  
代 表 者

大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金について、大阪府補助金交付規則第6条第1項（第1号・第2号）に定める変更を承認くださるよう大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

年 月 日

大阪府知事 様

住 所  
法 人 名  
代 表 者

大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金  
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった標記補助事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので、大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事業中止（廃止）年月日
- 3 事業中止（廃止）の理由
- 4 補助事業の実施の経緯

年 月 日

大阪府知事 様

住 所  
法人名  
代表者

大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け大阪府指令 第 号で交付決定のあった、大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金に係る事業を完了したので、大阪府補助金交付規則第12条の規定により次のとおり報告します。

- 1 補助事業の実績
- 2 補助事業の経費の使用法 決算書(抄本) のとおり
- 3 補助金の交付決定額 金 円
- 4 補助金の精算額 金 円
- 5 補助事業完了年月日 年 月 日
- 6 補助事業の効果

大阪府知事 様

住 所（法人所在地）  
〒

法 人（事業者）名

代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け障生第 号により交付決定があった大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業補助金について、大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業補助金交付要綱第 12 条第 10 号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 大阪府補助金交付規則第 13 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。